

一般社団法人花巻観光協会WE B ページ広告取扱要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、一般社団法人花巻観光協会のWE B ページへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 一般社団法人花巻観光協会WE B ページとは一般社団法人花巻観光協会が管理するWE B ページのことをいう。
 - (2) バナー広告とは一般社団法人花巻観光協会WE B ページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するWE B ページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

- 第3条 一般社団法人花巻観光協会WE B ページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告の内容)

- 第4条 一般社団法人花巻観光協会WE B ページに掲載することのできる広告の内容、広告のデザイン及びリンク先WE B ページの内容は、一般社団法人花巻観光協会の広報媒体としての品位、公共性を妨げない広告とし、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。
- (1) 法令等に違反するもの、又は抵触するおそれのあるもの
 - (2) 宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
 - (3) 特定の政党又は政治団体の利益となるもの
 - (4) 社会問題についての主義主張に関するもの
 - (5) 通信販売、訪問販売、先物取引、貸金業及び風俗営業に関するもの並びにこれらに類するもの
 - (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるもの
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載することが適当でないと観光協会長が認めるもの

(広告の規格及び掲載位置等)

- 第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。
- (1) **縦100ピクセル 横150ピクセル**

(2) G I F、J P E G

- 2 広告の掲載位置は、一般社団法人花巻観光協会WEBページのトップページとし、当該トップページ内での掲載位置は、一般社団法人花巻観光協会が指定するもののほか、広告に適用する技術的基準は、別に定める。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、最短3ヶ月とする。

- 2 広告掲載の開始日及び終了日は、別途定める。
- 3 会長は、広告掲載希望者が望むときは、複数年単位の申込み及び掲載を認めることができる。
- 4 前項の申し込みによる掲載期間は、掲載開始日の属する年度の3月31日を限度とする。

(広告掲載料)

第7条 広告枠は最大12枠とし、一事業者について原則1枠の掲載とする。ただし、会長が認めた場合は複数枠の掲載ができるものとする。

- 2 広告掲載料は下記の表の通りとする（消費税及び地方消費税込）。

プラン	3ヶ月	6ヶ月	9ヶ月	12ヶ月	掲載箇所
A	33,000円	66,000円	99,000円	132,000円	トップページ、 カテゴリページ全8箇所
B	6,600円	13,200円	19,800円	26,400円	カテゴリページ1箇所 ※複数申込可

- 3 広告主は、広告掲載料を会長が指定する期日までに納付しなければならない。

(広告掲載の申し込み)

第8条 一般社団法人花巻観光協会WEBページへの広告掲載希望者は、毎年会長の指定する日までに一般社団法人花巻観光協会WEBページ広告掲載申込書（様式第1号）により、郵送、FAX又はEメールで申し込むものとする。

- 2 前項の会長の指定する日を過ぎてもなお掲載希望者が広告枠数に達しないときは、当該年の広告枠数に達するまで随時申し込みを受け付けるものとする。

(広告掲載の決定)

- 第9条 会長は、前条の規定により広告掲載の申し込みがあったときは、内容を審査し、広告掲載の可否を決定し、一般社団法人花巻観光協会WEBページ広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により広告掲載希望者に通知するものとする。
- 2 会長は、広告掲載希望者が第7条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定するものとする。ただし、同順位のものがある場合は、掲載希望年数の多いものを優先するものとする。
- (1) 第1位順位 一般社団法人花巻観光協会会員
- (2) 第2位順位 第1位順位以外の事業者等又は商店街・専門店街等の連合体
- 3 前項の規定によっても、なお号順位の広告掲載希望者が第7条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定するものとする。

(広告原稿の作成および提出)

- 第10条 広告掲載決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告原稿を指定する期日までに指定する場所に提出するものとする。
- 2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成し、第5条第2項に定める技術的基準に適合するものでなければならない。

(広告内容等の変更)

- 第11条 会長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBページ内容等が第4条の規定に抵触するおそれがあると認めるときは、広告主に対して広告内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

- 第12条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他の手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。
- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) 前条の規定により、広告内容等の変更の求めに広告主が従わないとき
- (4) 広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBページ内容等が第4条の規定に抵触するとき

(広告掲載の取り下げ)

- 第13条 広告主は、自己の都合により一般社団法人花巻観光協会WEBページへの広告掲載を取り下げることができる。
- 2 前項の規定により、広告掲載を取り下げるときは、広告主は、広告掲載の取

り下げを希望する日の１週間前までに書面により会長に申し出なければならない。

- 3 第１項の規定により、広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は、返還しない。

（広告掲載料の返還）

第１４条 広告主の責に帰さない理由により広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の月割りにより計算した額（１００円未満の端数を切り捨てた額）とする。
- 3 広告主の責に帰さない理由により、一般社団法人花巻観光協会が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて広告掲載料（月割りにより計算して得た額に１００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を返還する。ただし、サーバー等の通常メンテナンスの場合、又は閉鎖日数が１日未満の場合は、広告掲載料の返還は行わない。
- 4 前３項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（その他）

第１５条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、平成１９年 １月 １日から施行する。

附 則 （令和２年３月２４日第５条改訂）
この要綱は、令和２年３月２４日から施行する。

附 則 （令和３年２月１５日第５条改訂）
この要綱は、令和３年２月１５日から施行する。

附 則 （令和７年３月１日第６条、第７条、第８条改訂）
この要綱は、令和７年３月１日から施行する。